

原案可決
全会一致

第49号発議案

一日も早い拉致事件解決のため、北朝鮮に速やかな
再調査を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年12月19日

提出者 総務文教委員長 西川洋吉

新潟県議会議長 三林碩郎様

一日も早い拉致事件解決のため、北朝鮮に速やかな 再調査を求める意見書

拉致問題が進展しないなか、米国の核戦略外交と北朝鮮のしたたかな外交戦略の思惑が一致し、10月に米国が北朝鮮の核無能力化の再開と引き換えに、テロ支援国家指定の解除に踏みきったことは、非常に遺憾である。

また、本年6月に行われた日朝実務者協議で再調査が約束されたにもかかわらず、未だに履行されていないことを考えると、北朝鮮が核無能力化のプロセスを実行するかは、はなはだ疑わしい状況にある。

このたびの米国の指定解除により、日本の拉致問題だけが取り残された状況に置かれ、一日も早い拉致事件の解決を望み、被害者の帰国を待ちわびている拉致被害者や特定失踪者といわれている方のご家族の心情は察するに忍びないところである。

拉致は卑劣な国家テロ行為であるだけでなく、国家主権に関わる重要問題であり、被害者の全員帰国が実現するまで、北朝鮮に圧力をかけ続けるべきである。

よって国会並びに政府におかれでは、まさに先人の言葉のとおり、「土地や人民を異国に奪われるのは、日本の恥。土地一寸、人間一人たりとて死守すべし。」の気概で、北朝鮮に早期の再調査の履行を迫るとともに、応じない場合は、速やかに追加制裁措置を発動するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

新潟県議会議長 三林 碩郎

衆議院議長	内閣総理大臣	議院議長	河野洋一	河江五郎	野田太郎	野田文一	平月博	平月建
参議院議長	閣務大臣	議院議長	麻生弘文	中根昭二	川階俊一	川階一	義靖	義建
内閣外務大臣	財務大臣	農林水産業大臣	曾根昭二	中二郎	金子河村	河村長		
財務大臣	経済産業大臣	通商大臣	通商大臣	通商大臣	通商大臣	通商大臣	通商大臣	通商大臣
国防大臣	内閣官房長官	衛生大臣	河村長官	河村長官	河村長官	河村長官	河村長官	河村長官

原案可決

賛成多数

第50号発議案

地方分権改革における国の出先機関の統廃合 に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年12月19日

提出者	藤沢	純三	成雄	一爾	秀郎	機仁	男雄よ
	佐柄	正	一辰	甚莞	吉二	光英	邦浩き
	藤原	景一	樺井	井藤	川松	津山	月田
	斎中	隆八	富榆	櫻	佐早	村長	東若志佐
			林村	野川	谷野	苅井	野島川尾
			小市	片西	金小帆	石星竹	松横
			皆佐	小	岩中小	渡三	青中
			二之	隆一	一洸生夫	一元郎	子ヨ
			雄卓	孝	修	和	秀
			林良	身	昭	修	雄
			峯惇	野	昭	修	雄
			佳芳	川	昭	修	雄
			太力	藤	昭	修	雄
			ヨ子	島	昭	修	雄
				林	昭	修	雄
				村	昭	修	雄
				野	昭	修	雄
				辺	昭	修	雄
				富	昭	修	雄
				山	昭	修	雄
				木	昭	修	雄
				川	昭	修	雄

賛成者	大一	猛吉	彦忍	治修	夫子ヨ	秀	成雄	一爾	秀郎	機仁	男雄よ
	一孝	洋國	謙	伊佐	良キ	幸	樺井	井藤	川松	津山	月田
	林村	野川	谷野	苅井	野島	川尾	富榆	櫻	佐早	村長	東若志佐
	小市	片西	金小帆	石星竹	松横		長谷川				
	皆佐	小	岩中小	渡三	青中						
	二之	隆一	一洸生夫	一元郎	子ヨ						
	雄卓	孝	修	昭	修						
	林良	身	昭	修	昭						
	峯惇	野	昭	修	昭						
	佳芳	川	昭	修	昭						
	太力	島	昭	修	昭						
	ヨ子	林	昭	修	昭						
		村	昭	修	昭						
		野	昭	修	昭						
		辺	昭	修	昭						
		富	昭	修	昭						
		山	昭	修	昭						
		木	昭	修	昭						
		川	昭	修	昭						

新潟県議会議長 三林 碩郎 様

地方分権改革における国の出先機関の統廃合 に関する意見書

政府の地方分権改革推進委員会は、先般、国と地方の役割分担を踏まえ、国の出先機関の事務・権限及び組織の見直しを行い、出先機関が担っていた116項目の事務・権限について地方自治体への移譲や廃止・縮小等を行うこと、更には出先機関の統廃合などを求める第二次勧告をまとめた。

我が国は地震や台風をはじめとする自然災害が発生しやすく、国土交通省の出先機関である地方整備局では、本県で発生した7.13水害、中越大震災や中越沖地震など様々な災害に対して、河川、砂防、道路などの災害復旧に尽力し重要な役割を果たしてきたところである。また、日本の食糧行政を司る地方農政局においても、今日に至るまで農業基盤の整備に大きく貢献しており、農業県を自負する本県にとって欠くことのできないパートナーとして大きな役割を果たしてきたところである。

現行の税財政体系や税源の偏在に伴い、都市と地方との間で公共サービスの提供においても格差が生じつつあることを鑑みれば、大きな役割を担ってきた国の出先機関の安易な統廃合によって、更なる都市と地方の格差を生じさせではならない。

よって国会並びに政府におかれでは、地方分権改革の本旨を踏まえ、地方における現状を十分に把握するとともに、国民の基本的権利に関して均しくサービスの維持を図るため、広域的観点からの必要性等を考慮するとともに、国と地方の役割を明確にして改革を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

新潟県議会議長 三林 碩郎

衆	議	院	議	長	野	洋	平	様
参	議	院	議	長	田	五	月	様
内	閣	院	理	臣	生	太	郎	様
總	總	務	大	臣	山	邦	夫	様
財	務	務	大	臣	川	昭	一	様
厚	生	勞	大	臣	添	要	茂	様
農	林	水	大	臣	破	俊	博	様
經	濟	產	大	臣	階	一	義	様
國	土	業	大	臣	子	鉄	夫	様
環	境	通	大	臣	藤			
				金	斎			
				齊				

原案可決
賛成多數

第51号発議案

金融恐慌に対応した迅速な経済対策を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年12月19日

提出者	景一	之隆	一一	洸生夫	一元郎	子
	藤原 隆八	卓林良	峯惇佳	芳太	力	ヨ子
	斎中	佐小小岩	中小渡	三小青	中	
	昭修雄	成雄一爾秀郎	郎機仁	男雄		
	孝和	一辰甚莞吉	二光英	三邦浩		
	身野川	樺井井藤川	松津山	月田	藤	
	尾沢小	富榆	櫻	佐早村	長東若志	佐
	大純三	二一猛吉	彦忍治修	夫子	又秀	
	一正	雄孝	洋国	謙	伊良	幸
	林藤沢	皆市片	西金	小帆	石星	竹松横
賛成者	小佐柄	川村野	川谷野	苅井野	島川尾	

新潟県議会議長 三林 碩 郎 様

金融恐慌に対応した迅速な経済対策を求める意見書

米国のサブプライムローン問題に端を発した金融不安は、原油価格の高騰と、それによる諸原材料価格や物価の上昇をもたらし、国民生活に大きな打撃をもたらした。

さらに、米国のリーマン・ブラザーズの破綻を契機に世界的な金融危機に陥り、我が国においても、株価が大幅に下落するとともに急激な円高が進み、輸出関連企業を中心に業績が急激に悪化、上場企業の倒産も戦後最悪を記録した。また、このところ非正規労働者を中心とした雇用調整や新卒者の内定取り消しなどの動きが急速に広がりを見せるなど憂慮すべき状況となっている。

ヨーロッパにおいては、各国中央銀行が協調して金利の引き下げを行うとともに、英國においては消費税の引き下げ、獨國においては自動車税の引き下げなどが行われた。また、米国においては、オバマ次期大統領が金融危機に対応するための閣僚スタッフを発表するなど、各国が迅速に対応している状況にある。

然るに我が国においては、政府による1次補正などの対策が行われたが、その後は国会におけるねじれ現象に伴う、民主党を始めとする野党との対立が影響し、法案等の審議の都合が優先するあまり、2次補正予算の提出が来年の通常国会に先送りされるなど、何よりも優先すべき国民生活に直結する経済対策が、おざなりにされていると言わざるを得ず、誠に遺憾である。

よって国会並びに政府におかれでは、100年に一度と言われるこの度の金融恐慌ともいるべき状況に、迅速かつ積極的に対応するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

新潟県議会議長 三林 碩郎

洋五太邦昭俊
平月郎夫一博
野田生山川階
河江麻鳩中三
長長臣臣臣臣
議議大
院院理大大
議議總業
閣務務產
衆參內總財經

原案可決
賛成多數

第52号発議案

独立行政法人の見直しに係るポリテクカレッジの存続を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年12月19日

提出者	尾 沢 小 川	身 野 川	孝 修 雄	昭 修 雄	斎 中	藤 原	藤 沢	佐 柄	正 純 三
-----	---------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-------

賛成者	皆 佐	小 小 岩	中 小 渡	三 小 渡	青 中	川 藤 島	林 村 野	野 田	大 一 猛 吉	彦 忍 治	修 夫	子 ヨ 秀	成 雄 一 爾	秀 郎 郎	機 仁 男	雄 よ	
	二 之 隆	一 二 洪	生 夫	一 元 郎	子 ヨ 子	雄 卓	林 良 峯	惇 佳 芳	太 力	伊 佐 又	良 キ 幸	佐 長 谷	一 辰 甚 莞 吉	二 光 英	邦 浩 き	長 谷 川	
	一 孝	洋 国	謙			林 村 野	川 谷 野	荔 井 野	島 川 尾								
	小 市 片	西 金	小 帆	石 星	竹 松 橫												

新潟県議会議長 三林碩郎様

独立行政法人の見直しに係るポリテクカレッジの存続を求める意見書

9月に開催された行政減量・効率化有識者会議において、雇用・能力開発機構の廃止方針が決定され、ポリテクカレッジについても、分割・地方移管の方針が盛り込まれた。

これは、行政改革の名の下に、これまでポリテクカレッジが果たしてきた実績や成果に関する客観的な評価もなされず、また、国と地方の役割分担の十分な議論も行われないまま、一方的に国の責任を地方に押し付けるものであり、まことに遺憾である。

ポリテクカレッジは、全国22校のネットワークを活用し、即戦力の、ものづくり人材養成機関として、国が地方の自立・再生を支援する有力な手段であり、中小企業をはじめ産業界からも高く評価され、欠くことのできない存在となっている。

決定された方針のとおりに分割・地方移管がなされれば、経営規模が縮小され教員確保等に支障をきたし、現在確保されている高い訓練水準の維持が困難になる恐れがある。したがって、国が一体的に設置・運営を行うことによるスケールメリットを生かした、優れたものづくり人材の養成を行るべきである。

よって国会並びに政府におかれでは、雇用・能力開発機構のあり方の見直しに当たっては、我が国の高度なものづくり人材の養成等の重要性に十分に配慮し、ポリテクカレッジを引き続き国の責任において設置・運営するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

新潟県議会議長 三林 碩郎

衆議院議員	議長	河野洋平	様様
参議院議員	議長	江田五月	様様
内閣総理大臣	臣	麻鳴太郎	様様
総務大臣	臣	中川邦夫	様様
財務大臣	臣	昭添要一	様様
厚生労働大臣	臣	川添明	様様
行政改革担当大臣	臣	甘利明	様様

原案可決
賛成多数

第53号発議案

道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年12月19日

提出者	藤沢	純三
斎沢	佐柄	昭一
小川	和	孝八
	景修雄	身原

賛成者	大一猛吉	彦忍治	修夫	男
	一孝	洋国	謙	伊佐邦
	林村	野川	谷野	苅井
	小市	片西	金小帆	石星志
	皆佐	小岩	中小渡	三小横
	二之隆	一	一	洗生夫
	雄卓	林良	峯惇佳	芳幸
	藤野	川藤	島林	村野
	川	藤	島	林
	野	島	林	村
	野	林	村	野
	辺	野	野	野
	富	辺	富	辺
	山	富	山	富
	尾	山	尾	山

新潟県議会議長 三林 碩郎 様

道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書

地方においては、移動手段の大半を自動車に依存している地域が多く、高速道路など主要幹線道路のネットワークをはじめ、防災対策や医療・通学など生活面においても、まだまだ道路整備は不十分である。

さらに、道路の維持管理については、今後老朽化した橋梁等において維持補修費の増大が見込まれるとともに、積雪寒冷地での冬期交通機能を確保するため、除雪、防雪対策の強化が必要である。

また、本県においては、未だに高規格幹線道路のネットワークが未完成であり、一般道路においても車同士のすれ違いが困難な箇所や豪雪になれば通行止めを強いられる箇所、あるいは通学路で歩道が未整備な箇所などが多く存在し、県民の「命と暮らしを守る道路」の整備には程遠い状況である。

こうした中で、政府の閣議決定では道路特定財源を平成21年度から一般財源化することとしているが、本県では極めて厳しい財政状況のもと、道路整備の必要性から道路予算に一般財源や借入金を充当している状況である。

よって国会並びに政府におかれでは、下記の事項について特段の配慮を行うよう強く要望する。

記

- 1 地方が必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、これまでに地方に配分されてきた3.4兆円以上の額を「地方枠」として確保し、地方税財源の充実を図ること。
 - 2 道路特定財源を構成している国税・地方税ともに、暫定税率分も含めた現行税率を維持すること。
 - 3 政府において検討している新たな交付金については、地域の課題に柔軟に対応した道路整備がより一層可能となるよう、従来の交付金以上に地方における運用の自由度を拡大する制度とすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

新潟県議会議長 三林 碩郎

衆議院議員	長長臣	河野洋平	様様
参議院議員	大臣	江田五月	様様
内閣総理大臣	臣	麻生太郎	様様
総務大臣	臣	鳩山邦夫	様様
財務大臣	臣	中川昭一	様様
国土交通大臣	臣	金子義一	様様
経済財政政策担当大臣		与謝野馨	様

原案可決
全会一致

第54号発議案

タクシー事業者の経営維持・存続に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年12月19日

提出者 佐藤 卓之 尾身 孝昭 斎藤 隆景
佐藤 純 沢野 修 中原 八一
柄沢 正三 小川 和雄

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 三林 碩郎様

タクシー事業者の経営維持・存続に関する意見書

本県におけるタクシーの供給過剰は、過当な競争を招き、売上げの減少により、生活に支障をきたすほど運転手の収入が著しく低下し、売上げ確保のための長時間労働を招く要因となり、安全・安心な運行の確保に支障をきたすほど厳しい状況にある。

国においては、特別監視地域などの指定基準の見直しを行い、本県では、新潟交通圏をはじめ、県内5営業圏が特定特別監視地域に指定され、現在、各地域において新たな枠組みの中で、タクシー事業の適正化に向けた取組が始まられている状況にある。

しかしながら、この10月から11月にかけ、県内で100人以上の従業員を抱える中堅タクシー会社2社が倒産するなど、県内タクシー業界を取り巻く経営環境は一段と深刻さを増し、資金需要の高まる年末を迎え、更なる倒産の発生を危惧している状況にある。

公共交通機関が未整備な地方にあっては、多くの県民が利用するタクシーの安全性・利便性を確保し、その存続・発展を図るために、新しい枠組みの中での取組を徹底するとともに、タクシー労働者の生活が維持できる労働環境を保持する中の健全な競争を可能とする一定のルールの導入が必要である。

よって国会ならびに政府におかれては、下記の事項について特段の配慮を行うよう強く要望する。

記

- 1 特定特別監視地域における増車や新規参入時の監査の強化などによる供給過剰対策を徹底すること。
 - 2 タクシー事業構造改善計画に基づく事業者のタクシー需要の喚起や労働条件の改善、適正車両数による需給調整などの取組の促進とそのための環境整備を図ること。
 - 3 タクシー労働者の労働環境を保全し、利用者の安全性を確保するため、減車や台数制限が可能となるよう、各地域のタクシーの需給バランスが反映された合理的な調整制度を構築し、出来る限り早期に実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

新潟県議会議長 三林 碩郎

衆 參 內 厚 國	議 議 閣 生 土	院 院 總 勞 交	議 議 理 大 工	長 長 臣 臣 臣	河 江 麻 生 舛	野 田 太 生 添	洋 五 生 一	平 月 郎 要 子	様 様 様 様 様
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	-----------------------	-----------------------

原案可決
全会一致

第56号発議案

障がい者福祉制度の充実に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成20年12月19日

提出者 佐藤信幸 市川政広

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 三林碩郎様

障がい者福祉制度の充実に関する意見書

2006年4月より「障害者自立支援法」が施行され、これまでの支援費制度から障がい者施策が大きく転換した。

法の施行により、障がい者がサービス利用に応じて利用料を負担する定率1割負担（応益負担）が導入され、利用料の負担が困難な障がい者にとっては「施設から地域へ」、「自立及び社会参加」をキーワードに拡がりつつあった日本の障がい者福祉が大きく後退し、障がい当事者やその家族が困窮する事態が顕在化している。

障がい者施策を充実することは、現在障がいを持って生活されている方々に限定されたものではなく、自らの責の有無にかかわらず、誰もが障がいを負う可能性がある社会全体の安定に寄与し、暮らしの安心の確立に通じるものである。

よって国会並びに政府におかれては、障がい者福祉制度の充実のため、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 障がい児・障がい者福祉サービスに係るサービスの定率1割負担（応益負担）を廃止すること。
 - 2 障がい児・障がい者福祉サービスを維持するために必要な支援を行うこと。
 - 3 重度の障がいを持ち、長時間サービスを必要とする者については、サービスを十分に確保するとともに、必要に応じ国が財政的支援等を行うこと。
 - 4 自立支援医療については、一定所得以上の世帯に対しても、月額上限を設けるなど、更なる負担軽減措置を含めた制度のあり方を見直すこと。
 - 5 国連障害者権利条約の批准に向け、国内法の整備を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

新潟県議会議長 三林 碩郎

衆議院議長	河野 洋平様
参議院議長	江田 五月様
内閣総理大臣	麻生 太郎様
財務大臣	川昭一様
厚生労働大臣	中井 添要一様